

東日本大震災・福島原発事故と大学生協の役割  
——2012 国際協同組合年に寄せて——

庄司 興吉

要約

日本は、2011年3月、東日本大震災とそれによる原発事故に見舞われ、そこからの復興のなかで社会全体を再建するという課題に迫られている。他方、国連が2012年を国際協同組合年と定めたのにもない、日本の各種協同組合のあいだでは、協同組合憲章づくりを中心に、それぞれの協同組合の見直しとこれからのあり方、および協同組合間協同のこれからのあり方について、議論と実践がおこなわれている。そうしたなか、日本の大学生協連は、大震災と原発事故に対応しつつ、協同組合憲章づくりにも積極的に参加し、これまでに展開してきた国際交流も続けながら、他方では、組合員一般に大学生協の意義が必ずしも正確に理解されていないという事態への、早急な対応を迫られている。鍵は、日本の大学生協が学生主体の協同組合であり、世界の大学の教育、研究と並ぶ三大課題の一つすなわち学生支援を学生自らがおこなってきている、という事実の意義を正確に理解することである。学生が自ら学生支援を、事業単位数 230、組合員総数 140 万というような協同組合方式でおこなってきている例は世界でもまれで、この活動をつうじて学生が協同組合の理念と実施方法を学び、主体的な市民として育てていることから、日本の大学生協は、市民社会が進む 21 世紀の世界と直結している。大学生協は、こうした事実をふまえて、一般の組合員のあいだに残る大学生協の意義についての理解不足を克服し、世界に学生自身による学生支援の範を示すとともに、各種協同組合および各国市民社会に普通市民（オーディナリ・シティズン）の事業としての協同組合の意義を訴えていかなければならない。

キーワード：東日本大震災・福島原発事故、大学生協、国際協同組合年

The East-Japan Earthquake, the Fukushima Nuclear Power Plant Accident and Japanese University Cooperatives: for the International Year of Cooperatives

SHOJI Kokichi

Attacked by the East-Japan Great Earthquake and the Fukushima Nuclear Power Plant Accident, Japan has been facing the urgent task of reconstructing its whole society. On the other hand, responding to the International Year of Cooperatives proposed by the United Nations, all Japanese cooperatives have been discussing on reexamining and resetting their own ways of activities, focusing on establishing the Cooperative Charter. Japan's National Federation of University Cooperative Associations (NFUCA), responding honestly to the Earthquake and the Power Plant

Accident, has been participating in creating the Cooperative Charter, developing international exchanges more widely and deeply, and wrestling with urgent tasks to change general members' consciousness so that they really understand the significance of university cooperatives. The key is that more and more members exactly understand the essential character of Japan's university cooperatives as mainly students' non-profit enterprises to perform student support services by themselves. Student support services are now recognized by UESCO as one of three major objectives of universities and no other examples can be found in the world than Japanese university cooperatives as performing student support services with two hundred and thirty enterprise units and altogether one million four hundred thousand members. Japanese university cooperatives have been nurturing students as cooperative citizens in learning the ideas and practices of cooperatives in the 21<sup>st</sup> century world where more and more nations are turning into civil societies. Overcoming members' weakness in understanding its significance with various activities, university cooperatives should show a model of student support services to the world and the increasing significance of cooperatives, as enterprises of ordinary citizens, to various cooperatives and general citizens in the 21<sup>st</sup> century globally democratizing society.

Key Words: East Japan Earthquake/Fukushima Nuclear Power Plant Accident, University Cooperative, International Year of Cooperatives

## I 東日本大震災・福島原発事故と協同組合憲章づくりのなかで

### 原発事故はもとより地震津波もたんなる天災ではない

東日本大震災の被害が、とりわけ原発事故の深刻化をつうじて、広がり続けている。地震と津波で亡くなれた方がた、いまだに行方不明の方がた、避難生活などで体調を崩して亡くなられた方がたに、心から哀悼の意を表したい。また、近親者や関係者を亡くされた方がた、ケガや病気、避難生活、仕事の喪失などで困難な生活を強いられている方がたに、心からのお見舞いを申し上げたい。

原発の事故は明らかに人災である。東電や政府は原発安全神話に依存して、チリ津波など今回のものに較べればまだ小さな自然災害にすら十分に備えてこなかった。こうした電力政策をとってきた企業と歴代政府は糾弾されなければならないが、それらを許容し、大量の電力を消費してきた私たち市民も深刻に反省せねばならない。そもそも広島・長崎の経験をもつ国民が電力源の三割近くを原子力に依存し、原発のほとんどを海岸に立地して、十分な地震津波対策もしてこなかったという事実を、どう考えれば良いのか。

地震津波にしても、たんなる天災ではない。地震学者によれば、それらを正確に予知することは現在の科学技術では不可能であるが、過去の例やプレート・テクトニクスの現状からすれば、今回ほどの地震津波も想定はできたという。想定できたのであれば、それらによって被害を受ける可能性のある地域の防災対策や地域づくりを、なぜもっと進めてこ

なかったのか。国民主権の社会では科学技術や政治のあり方を決めるのも市民であるから、今回の震災の責任もけっきょくは私たち市民にかぶさってくる。

大学生協は、大学のすべての研究者、教職員、院生学生とともに、協同をつうじて、原発事故の収束と被災地復興のために貢献しつつ、これからの安全安心な社会づくりを考えていかなければならない。

### 協同組合憲章草案第一次案への修正提案

東日本大震災・福島原発事故によって、その 2 週間後に予定されていた日本協同組合連絡協議会の協同組合憲章検討委員会が中止された。しかし、検討委員会は、協同組合憲章の第一次案を 2011 年 7 月までに作成する予定であったので、大幅な遅延を避けるため、富澤賢治委員長を初めとする中心メンバーが、第一次案の草案をつくって委員に配布してきた。けっこうしっかりした内容であった。しかし、それを読んで、私には意見があったので、それをつぎのように書いた。

第一次案は、政府に制定を迫る協同組合憲章の第 1 次案として、議論の叩き台とするに値するものだと思う。

しかし、私としては、これまでも主張してきたが、いくつかの弱さもあると思うので、それらを克服するよう、ご検討をお願いしたい。

1 背景として、世界のますます多くの国の民主化が進み、各国市民の選出する政府が各国および世界のあり方を決めていく傾向が強まっていることを強調すること。これは、各国および国際社会がますます市民社会化してきていること、つまり一人一票制の市民主権の社会になってきていることを強調し、憲章がそのなかで制定されることの意義をはっきりさせるために必要なことだと思う。例としては、アメリカにおけるオバマ政権の誕生、日本における政権交代の実現、中東における独裁制打倒の動きの継続、などを挙げることができよう。

2 協同組合は普通の市民（オーディナリ・シティズン）の民主的事業であり、各国および国際社会の市民社会化が進むなかで、新たな重要性を帯びてきていることを強調すること。大企業が大資本をもつ市民の事業であり、中小企業が中小資本をもつ市民の事業であるとすれば、協同組合は資本力のない普通の市民の協同の事業である。圧倒的な力を持つ大企業にたいして中小企業のもつ意義を強調することも大切であるが、市民社会化が進むなかでオーディナリ・シティズンの民主的事業の意義を強調することは、もっと大切である。市民によって選出される政府がつくっていく社会のなかで、普通の市民たちの民主的で非営利の事業が今後ますます重要となっていくことを強調し、協同組合以外の非営利事業（NPOs）をも元気づける必要があると思う。

3 そのために、現存の協同組合に自覚をうながし、それぞれの歴史を反省しつつ、市民社会において新たな意味を帯びてきている普通市民の事業として、その精神、組織、運営方法などを自ら改革していくことを要請する内容を盛り込むこと。大学生協もそうであるが、今日の多くの協同組合は、市民社会化が進むなかでの普通の市民の事業として組織され、発展してきたものでは必ずしもない。経済復興や経済発展が要請されてい

るなかで、大学や政府などに保護されて育ってきた面がある。これからの市民社会のなかで市民の事業として発展していくためには、こうした面を自ら克服していくことが必要なので、政府がつくる憲章であれば、政府が各協同組合に、それぞれの自立を目指す改革をうながしていく内容を盛り込む必要があると思う。

なお、この点は現存の協同組合側の主体的な問題なので、現存の協同組合としては、この点を中心にしてまず自らのあり方を改革するための憲章をつくり、それをふまえて政府に制定を要求する憲章を考えていくのも一案である。私が主張してきたのはじつはこの二段階案である。以上にもとづき、原案に直接手を加えることが許されるのであれば、そのような訂正案を提出させていただきたい。

## 世界の市民社会化のなかでの協同組合

これに基づいてその後に検討委員会が開催され、議論のすえ修正案を出すべきだということになったので、私は時間をかけて修正案をつくった。私がとくに力を入れたのは、憲章草案第一次案の 1 の前文と 2 の基本理念のところである。協同組合のあり方について考えるうえで第一次案は良くできていたので、直すのは困難だと思ったが、あえて直すとしたらどうなのかを十分考えたうえで直した。それを以下に掲げたい。

### 1. 前文

世界は現在、経済的不況、環境・エネルギー制約、一部途上国の人口爆発と一部先進国の少子高齢化、頻発する地震・津波・噴火などの自然災害により、危機に直面している。なかでもわが国は、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災とそれによる原発事故によって、これまでの国土開発政策、電力源政策、社会経済政策、地域経済と地域社会づくりなどに根本的な反省を迫られている。

しかし、同時に世界では、途上諸国の多くの民主化、旧ソ連東欧地域の民主化、中東地域の民主化などが進み、世界の多くの国で市民の選挙によって生み出される政府が、国づくり社会づくりの指揮を執るようになってきている。その意味で各国の市民社会化が進むとともに、国際社会の市民社会化も進んできている。

これを背景に、世界的経済不況については先進国とロシアや新興諸国が連携して取り組む動きが強まってきており、環境・エネルギー政策、人口政策、自然災害対策などについてもこれと連動させて取り組む動きが強まってきている。大企業が多国籍となり各国の規制では制御できなくなってきた現実のもとでは、できるだけ多くの国が連携して世界経済と各国社会の安定的発展の基礎を確保していくことが重要である。

このなかで、世界的に協同組合の意義が高まってきている。世界的な大資本の圧倒的な力にたいしては中小企業の独自性を支援する必要がある、ヨーロッパや日本では中小企業憲章もつくられた。これにたいして、世界的な市民社会化が進むなかでは、資本力のない普通の市民たちが協同しておこなう事業も、それに劣らず重要であることが認められるようになってきている。

世界的な金融・経済危機の状況下 2009 年 12 月、国連総会は、2012 年を国際協同組合年と宣言する決議を採択した。この決議は、世界各国の社会経済開発において協同組合

がこれまで果たしてきた役割と現在の社会経済問題の改善に貢献する可能性を評価したうえで、全加盟国の政府と関係者にたいし、この国際年を機に協同組合にたいする認知度を高め、協同組合の成長を支援する政策を検討するよう促している。

国連のこの要請に応えることは、日本の協同組合と政府の責務である。協同組合は、自らの努力によって協同組合運動をいっそう発展させなくてはならない。また、政府は、協同組合の発展を促進するための制度的枠組みを整備しなければならない。

わが国は、延べ9,800万人の組合員と57万人の職員を擁する世界でも有数の協同組合社会である。これらの協同組合は、農林漁業、商業、金融、共済等の経済活動の分野だけでなく、医療、福祉、教育、仕事おこしなど社会開発の分野でも、人びとのあいだの助け合いと協同を促進している。

協同組合を今後さらに発展させるための基本的な理念と原則と行動指針を明らかにするために、ここに協同組合憲章を定める。

## 2. 基本理念

近代的協同組合の起源は19世紀の産業革命のもとで労働者、農民、消費者が生活を守るために自発的に取り組んだ協同の活動であった。協同組合はイギリスの生協、ドイツやイタリアの信用協同組合、ドイツやデンマークの農協、フランスの労働者協同組合など多様なルーツをもっているが、その共通の基本理念は組合員の自助と協同すなわち共助であった。協同組合の理念はヨーロッパから世界に広がり、現在ICA(国際協同組合同盟)は、92カ国で約10億人の組合員を擁する世界最大の国際NGOとなっている。

このことは、世界が、自由平等のみでなくそれに友愛の原理を加えて、自然との調和をめざしつつ安定した社会をつくらうとするようになってきたことの表れである。とくに災害に対処しようとするときに明らかになることであるが、安定したゆたかな社会を築くためには、自助と公助のみでなく共助の領域を拡大強化し、公助と共助の連携を強化して、「新しい公共」の領域を社会の土台にすえていかななくてはならない。この意味で、典型的な共助組織である協同組合を社会経済づくりの基礎にしていくことほど重要なことはない。

日本でも古くから講や結いなどの助け合いの仕組みが存在した。明治以降は海外の近代的協同組合の思想と実践が紹介され、都市や農村においてさまざまな協同組合が産声を上げた。第二次世界大戦後も各種協同組合法のもとで協同組合が設立され、協同組合は日本の社会経済発展、民主主義の強化に貢献してきた。日本でも、普通選挙を基礎とする市民民主主義が定着し、市民が主権者になるとともに、普通の市民の事業としての協同組合が発展し、経済的社会的に重要な役割を果たすようになってきたのである。

協同組合は組合員の共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満す共益・非営利の事業として発展してきたが、近年は医療・福祉、子育て支援などの社会サービスの提供、過疎地、被災地や買い物弱者への生活必需品の供給など、組合員だけでなく地域コミュニティにかかわる取り組みも増大させている。環境問題や災害、孤立などの社会問題が深刻さを増しているなかで、自助・共助・公助のベストミックスをつくり、無縁社会を友愛社会に変えていくために協同組合への期待が高まっている。

協同組合は、市民の自発的な協同の組織であり、それ自身が「新しい公共」の担い手

であるが、地域住民や NPO などさまざまな地域組織と連携し、行政との協働を促進して地域コミュニティのために活動すれば、「新しい公共」の具体的なあり方をより鮮明にしていくであろう。政府の役割は、協同組合の自治と自立を尊重し、協同組合が組合員の共助をつうじて、また協同組合間の協同と地域コミュニティへの貢献をつうじて、社会経済開発に貢献することを支援することである。

### 協同組合についての理解を協同組合自身が深める

第一次案は、このあと、3の基本原則、4の行動指針と続き、最後はむすびという構成になっている。私は、もとの第一次案を基本的に尊重しながら、自分の意見をふまえてこのように修正した。大学生協の理念とビジョンとアクションプランをふまえてのことである。大学生協には、全国連合レベルで経営委員会があって、全国で生協を直接動かしている有能なメンバーが集まっている。しかし、彼らが生協を動かしているだけでは不十分なのである。

じつは最近、学生の一人から、生協は協同組合なのか、と聞かれた。生協は生活協同組合の略称であるということすら、意識していない人びとがいるのである。まして農協とか漁協とか信用組合とかも協同組合なのであるということは、日本の社会でまだまだ多くの人たちに理解されていないことであろう。そういうなかで、協同組合が何であるのか、もとはっきりさせなければならない、と私は協同組合憲章検討委員会で言ったのである。

そのうえで、それを政府案に発展させていくための憲章草案をつくらなければならない。今までの日本の協同組合は、市民たちの自主的な協同でできたものではかならずしもない。周知のように、たとえば農協は、戦後の食糧難の時代に食糧生産が急務であるということで、実質的に政府が面倒をみて創出し、その後ずっと面倒を見続けてきた。そのため、それは政府与党の支持基盤にもなってきたのである。しかし、今のままでいったら、日本の農業はまもなくやれなくなる。農協が本気で農業協同組合であることを思い出し、若い人たちが、協同組合なのだからそういうやり方でやってみようといって、入ってくるようなものにならないといけないのである。

### 大学生協の歴史と役割

大学生協もそんなに偉そうなことばかりは言えない。大学生協も、戦後食糧難の時代にとにかくまず食べなければいけないということで作りだされ、学生運動と同じような考え方で運営されていた時期もあった。そういう経験をつうじて、今、生き残っている大学生協は、世界の市民社会化のなかでますます重要性を増してきている協同組合、つまり組合員の協同によって成り立っている組合に成長してきたのである。大学生協の組合員の圧倒的多数は学生、院生であり、それに加えて教職員が、生協職員を雇う形でつくられている。そのことの意義をもう一度考え直さなければならない。

大学生協は、これまでの活動をふまえて、こういう修正案をだして活動してきているのであるから、それをすべての単位生協の活動によってますます盛り立てていかなくてはならない。大学生協がこれからますます協同組合らしくなっていく。そして、大学を活性化させていくとともに、協同組合活動をつうじて協同組合の意義を理解した若い人たちを育

て、そういう人たちを社会のいろいろな分野に送り出していかなければならない。就職といえば、大企業に就職する、やむをえないから中小企業に就職する、というのではなくて、協同組合もまたやりがいのある事業であるということを、学生たちにわからせていかなければならない。

これからの大学生協をそんなふうに展開していけないか。そういう意味で、2011年から12年にかけておこなわれた協同組合憲章の案づくりに、大学生協がどんなふうにかかわってきたかをとくに強調した。それだけでなく、東日本大震災の影響も大学生協にも大きく出ている。そういう意見も当然なので、それをも含めて、これからの大学生協や日本の協同組合のあり方を積極的に考えていかなければならないのである。

## II 全国大学生協連会長理事として

### 社会学研究からのキイ

最近、自分の仕事を振り返ってみて、ようやくキイになるものを掴んだと思う。ずいぶん遅いといわれるかもしれないが、その成果を、少しでも大学生協や協同組合のために生かせればと思う。そのこととの関連で、最近の二つの仕事のなかから、これは重要と思うものについて問題提起をしたい。

### 大学生協連会長理事のメッセージ

一つは、大学生協連のホームページの「会長からの挨拶」にかんするものである。トップページに「会長からのメッセージ」というボタンがあり、そこをクリックするとこの「会長からの挨拶」が出てくる。けっこうクリック数も多いそうで、大震災のしばらくまえに、情勢が動いているので少し直してほしいと言われ、とりあえず直したものを上げておいたのだが、大震災を経験して、やはりもっとまともにそのことを取り入れて書き直しほしいといわれ、直したものを上げた。以下にそれを、文体と文章を適宜修正しつつ掲げよう。

### 大災害を克服して新社会を開いていく協同の流れに参加を！

2011年3月11日に発生した東日本大震災の犠牲となられた方がたに、あらためて心から哀悼の意を表したい。一命をとりとめたものの、避難を余儀なくされた等の理由から病气、失職など困難な生活を強いられていらっしゃる方がたには、心からのお見舞いを申し上げます。大学生協の関係者もかなりの被害にあった。大学生協は全力を挙げて、内外の復興支援に取り組んでいる。

被害は、とくに原発事故の深刻化をつうじて、広がり続けている。原発事故は明らかに人災であり、極端に甘い想定のもと比較的近い過去の津波の例にすら対応していなかった企業と、原子力電源政策を推進してきた歴代政府とは厳しく糾弾されなければならない。そもそも広島・長崎の経験をもつ国民が電力源の三割近くを原子力に依存し、原発のほとんどを海岸に立地して、十分な地震津波対策もしてきていない現実をどう考えたら良いのであろうか。

今回の地震津波そのものも、天災とばかりは言い切れない。数百年や数千年は数十億年におよぶ地球の歴史からすれば短い期間である。過去の例やプレート・テクトニクスの現状からすれば、今回ほどの地震津波も十分想定されえたわけだから、想定される地域のまちづくり村づくりや防災対策を、もっともっと進めてこなければならなかったはずであろう。日本国憲法にいう国民主権の社会では、政治のあり方はもとより、企業の規制も科学技術政策もけっきょくは市民にかかってくるので、私たちは、防災対策や電力源政策を組み込んだこれからの国づくり社会づくりのあり方を、真剣に考え直さなければならないと思う。

主権者である市民は政府を選んで国づくりをするばかりでなく、同時にさまざまな事業をおこなって社会の基礎と内容をつくってきた。大資本をもつ市民が展開する大企業はいろいろな意味で有利なので、それらにたいしては、中小資本をもつ市民の事業である中小企業が不利にならないよう配慮されなければならない。しかしそればかりでなく現代では、資本力のない普通の市民がおこなう事業としての協同組合もますます重要な意味を帯びてきている。消費生活や農業、漁業、労働者や零細企業への小口金融などを対象とするこれらの事業は、原則として営利を目的とするものではなく、これからの社会を相互協力的すなわち友愛的にしていくために重要なものだからである。

大学生協は戦前の先駆例をふまえて戦後大きく発展し、地域生協やそれらの連合体である日本生協連の発展などにも貢献してきた。農協、漁協、労金、信用金庫、信用組合などとも協力し、2012年の国際協同組合年に向けて、各種協同組合の発展の指針となる協同組合憲章をつくるために奮闘している。大震災と原発事故に見舞われた日本のこれからの国づくり社会づくりをおこなっていくためには、協同組合が大きな役割を果たさなくてはならない。

大学生協は、大学における学生、院生、留学生、教職員の生活をたゆみなく改善していくとするとともに、それらの活動をつうじて協同組合の重要性を身体で感ずる若者を育てていく。全国の組合員は、あらためて「21世紀を生きる大学生協のビジョンとアクションプラン」を読み、それぞれの持ち場で協同、協力、自立、参加の活動に加わってほしい。また、現在まだ大学生協に加わっていない方がたは、このページなどをつうじてあらためてその躍動的な姿を見、さまざまなルートでぜひ大学生協の活動に加わってほしい。

「会長からのメッセージ」から会長理事のページにリンクして、大学生協連の総会や理事会、その他さまざまな機会におこなってきた会長の発言を見ることもできる。地震津波や原発事故による困難を克服して、新しい時代を開いていく大きなうねりを感じ取り、それぞれの身近なところから新しい社会をつくってゆく動きにぜひ参加してほしい。

### 自然・社会災害の社会科学的位置づけ

これは、基本的に、Iの冒頭に書いたものを展開したものである。書いてみてやはり、こういう大きな自然災害の社会的影響について、今までの社会科学系諸学の考察が足りていない、本格的におこなわれてきていないということを感じる。環境問題についてすら、つい2-30年前まではそうだったわけだが、こちらについては世界中でいろいろな議論が出、分野ごとにそれなりに位置づけや取り組みがおこなわれるようになってきた。

しかし、大震災のような突発的というか予知しがたい自然災害については、社会科学系諸学の考察はまだ不十分である。そのこととの関連で、協同組合憲章検討委員会での議論が進んでおり、2011年6月におこなわれた委員会での議論をふまえて、私が直後に自分の意見をまとめたものを以下に掲げたい。

### 協同組合憲章草案第二次案修正の方向

直近の委員会での資料と議論を見直したうえでの私の意見である。

1 指導部の「方針案」に示された、憲章が自己宣言と政策提言とからなるべきだ、という規定は適切だと思う。私が当初から主張していたのも、まずそういうものをつくるべきだということである。それを閣議決定等させるときには、当然それなりの変更が必要になってくるであろう。その点からいうと、基本原則と政策提言の書き方にはやや修正が必要であろうと思う。

2 議論をつうじて憲章の内容は確実に明確になってきており、「いろいろ入れすぎて訳がわからなくなってきた」などということはないと思う。重要なのは筋を通すことで、筋を通しながら高校生にでも——できれば中学生にでも——わかるものに近づけていくべきである。

3 憲章の筋は、①今日の時代認識のなかで協同組合の定義と重要性を明示し、②協同組合の歴史をふまえてその基本理念を明らかにしたうえで、③行動の基本原則を示して、④政府への政策提言をおこなう、というものだと思う。議論をつうじて、そのことが明確になってきている。

4 そのうえで、これまでの案では、協同組合とは何かがまだ十分明らかになっていない、とくにそれと労働（の *decency*）との関連が明らかになっていない、という意見が出された。これは重要なことなので、つぎの案ではぜひ明示すべきことだと思う。

私はこれについて、

①協同組合は、大企業や中小企業と違って資本力のない普通の市民が協同しておこなう非営利の事業であること、

②そのさい、事業者である組合員は、人を雇って経営を委託したり、委託した者に人を雇わせて労働させたりすることがあるが、これらの経営や労働は、営利を目的とする大企業や中小企業の場合とは異なり、組合員の経営や労働の代行であって、支配や搾取の可能性を含まないこと、

③その意味で、協同組合の経営と労働は、営利を目的とする企業の経営と労働とは異なって、より民主的で友愛的な社会づくりへとつながるものであること、を示すべきであろうと考える。

5 これまでの案についてもう一つ、「新しい公共」という表現と内容がこのままで良いのか、という意見が出された。私はこれについて、われわれの考える新しい公共の意味を最初に示し、2回目以降はカギカッコなしで新しい公共というべきであろうと考える。そして、新しい公共の内容について、以下のように思う。

①営利企業優先の社会で、資本力のない市民は雇われて働いて自助し、それで足りない場合は公助すなわち福祉等に頼る。市民〔主権の〕社会では公＝政府は選挙をつうじてつ

くるものであるから、これは当然である。

②このかたわら、昔から力のない者同士の助け合い＝共助はおこなわれてきており、今日の市民社会ではその現代化された形のもの、すなわち現代化された共助としての協同組合やNPOやボランティアが大いに必要とされるようになってきている。

③そこで新しい公共とは、企業優先の行き過ぎを抑えつつ、現代的な共助を組み込んで成立する公共のことである。それは政府と非政府組織および非政府活動とのパートナーシップであり、政府にその責任をより深く自覚させるものでこそあれ、政府責任を免罪するものではない。

6 このほか、東日本大震災の経験は最大限生かされるべきであるが、その後の日本に広がってきている共感的諸行為 *sympathetic actions*（「頑張ろう東北、助け合おう日本!」等）については、その意義を最大限に評価しつつも、過大評価は避けるべきであろうと考える。現時点で普通の市民の諸行為がわれわれ委員会のレベルを超えているとしても、いや越えていればなおさらのこと、われわれの任務は、その背景をしっかりと分析し、時の流れとともに流されてしまわないよう、社会の構造のうちにしっかりと定着させることであろうからである。

7 以上をふまえて、本意見以外にもいろいろな意見を取り入れ、最終案をまとめるときには、

①組織名などは最初フルで示し、そのあと略称を用いる、

②協同組合、自助、公助、共助、協同、新しい公共などのキイコンセプトについては、初出のさいに定義や説明などを示す形でその意味を明確にする、  
などに注意したうえで、できるだけわかりやすい文章になるよう留意すべきであると思う。

### 人びとの協同的反応を冷静に理論化すること

憲章検討委員会には元朝日新聞編集委員のI氏が熱心に参加しているが、その彼が、大震災が発生し、日本中で大震災にたいするいろいろな支援行為が湧き起こっているのを見て、事実上の協同が日本中に出てきているのではないか、それに比べるとわれわれ協同組合や憲章検討委員会の方が遅れているのではないか、という発言をした。当たっている部分もあると思うが、議論が少々エモーショナルな気もする。

大きな事故や事件にたいする人びとの反応を見て、そちらの方が先行しているのではないかというだけでは不十分で、なぜそういう現象が起こるのかを考える必要があると思う。このままだと、時が経つとともに反応は自然に退いていってしまい、わからなくなってしまうかもしれない。そういうことを避けるためにも、諸反応を社会のしくみのなかにきちんと定着させていくことが必要なのではないか。そういう趣旨の発言を私はしたが、それが意見の6である。

大震災についても、世界中で議論があり、世界的に有名になったハーヴァード大学教授の白熱授業でも、取り上げられた。その時にもそういう意見が出ていたが、単純に犠牲者の数ということでは、ハイチや四川やインドネシアの方がはるかに多い。日本だけなぜ特別視するのか、という意見が出て不思議ではない。そういう意見にもきちんと答えたいかななくてはならないはずである。

## 協同組合における経営と労働

そのうえで少し具体的なことにふれよう。協同組合憲章検討委の委員会で第二次案が議長から示されたが、それは前節でふれた私の案をかなり大幅に取り入れたものであった。それをもとに議論が行われたが、そのなかに、私からみても重要だと思ふ意見がふたつあった。

その一つが、労働をどう位置づけていくか、第二次案でもそれがまだ不十分なのではないか、という意見である。つまり、協同とか協同組合とかいう場合に、そのなかに労働をどう位置づけていくかという問題だ。それにかんして私はとりあえず、自分の大学生協および生協をつうじての経験から、上の4に示したような意見を上げておいた。今までいろいろな形でいってきたが、協同組合はわれわれが出資してやる事業であるが、それを掛りきりで皆がやっていくわけにはいかないので、専従としてやってくれる人を雇うことになる。その専従としてやってくれる人が、今度はまた人を雇って、フルタイムの場合もあるし、パートタイムの場合もあるが、事業をやっていくことになる。そこで、経営の委託と労働の雇用とが発生する。

この、協同組合における経営と労働であるが、これは、一般の営利企業が経営者を雇って経営させ、労働者を雇って働かせていく場合とはやはり違うのではないか。協同組合はもともと非営利の企業であるから、経営を委託した場合も、労働者を雇用して実際の活動をやっていく場合も、そこには簡単に、搾取とか支配とかいう19世紀以来、営利企業についていわれてきたことが、単純には当てはまらない。むしろそうではなくて、労働の人間らしさ——decencyという言葉が検討委員会に出てきたが、これは、大江健三郎などがよく使っている言葉で、人間らしさ、尊厳などという意味である——を尊重する労働、そういう労働につながっていくような面を協同組合の労働はもっているし、もたなくてはならないのではないか。そういうことを、私は上の4で指摘したのである。

このことは、大学生協とか日本生協連傘下の生協などについてはいえると思うが、検討委員会に集まっている農協や漁協その他の協同組合についてもそのままいえるかどうか、そう簡単ではないかもしれない。信用金庫や信用組合などについてもそうであろう。そういう点も考えたうえで、協同と労働との関係について憲章のなかにどう盛り込むかを考えることが必要であろう。われわれのこれからの活動にも関係することのひとつなので、そういう意味で指摘しておいたのが上の3なのである。

## 「新しい公共」の扱い方について：自助・公助・共助のバランス

もうひとつは「新しい公共」について。民主党政権が発足するさいに、そういうことをいっている人たちを集めて言い出したキャッチフレーズのひとつで、この「新しい公共」という考え方に乗っかると、民主党政権にも受け入れられやすいので、憲章草案の第一次案にもカギカッコつきでこの概念がなんども出てきた。私も、現政権を前提として、それに場合によっては憲章を採択させるとか、閣議決定させるということを考えると、そういうことも必要だろうと思って、その言葉は残しておいた。しかし、憲章を完成させようとする、やはり、憲章のなかでカギカッコつきで使っているということ自体が問題である。し

かも、それが政治的背景をもった言葉であり、現政権がいつまで続くかわからない状態になっているので、もっときちっとした自分の言葉でそれを書き直さなくてはならないのではないかという意味で、上のような意見を上げておいたのである。

書き直した時、あるいは言い直したときに、カギカッコをとった新しい公共という言葉になるかどうか、それはもっと検討してみないとわからないと思うが、とりあえずカギカッコをとって、自分の言葉として新しい公共というなら言おうではないかという提案である。では、その場合の新しい公共とは何か。上の5に基本的なことを書いたが、要するに、公助と共助と自助という3つを考えると、公助というのは政府が行う支援、自助というのはなんとか自分自身で生きていくこと、これはいうまでもない。資本主義社会は営利企業優先の社会なので、そのなかで自助しようとしてもできない場合が出てくる。仕事をしようとして一生懸命探しても自分に合う仕事がないとか、それで生活していけないとか、ホームレスになってしまうとか、という事態が出てくる。そういう場合には、公は市民がつくるものなので、公が支援するのが当然である。

広い意味では福祉といわれているが、なんらかの理由で社会にうまく適応できない人びとを救済していくのは当然である。だから、自助で足りない部分を公助で補っていくというのが、基本的な考え方だった。しかしそれにたいして、もっと市民同士の助け合い、お互いの支援し合いなどを共助と呼んでいいと思うが、そういうものが歴史的にもずっとあった。市民社会になる以前からずっとあった。憲章検討委員会でも、江戸時代の講を初めとして、いろいろなものが出てきている。日本にもそれなりの伝統があり、それらを踏まえて、近代的な共助として協同組合が出てきた。そういう位置づけで、それを活かしていくということである。そう考えると、共助でできることはかなりあるので、公助と自助だけでは済まないところを、共助で補うことによって、もっと人びとが生きやすい社会にしていく。そういうことをやっていく必要がある。

もう30年以上前に日本政府が日本型福祉社会と叫び出した時、政府だけ、公助だけで福祉をやるのはしんどいから、日本にある共助の伝統を活かし、例えば家族のなかでお年寄りや障害者の面倒を見ていくような福祉社会こそ、日本型福祉社会なのではないかという主張が出てきた。これは単純にいうと、政府がサボって、自分たちがやるべきことを家族などに押し付けるものなので、いろいろな批判が出て、けっきょくはしだいに引っ込んでいった。しかし、実際にはそうせざるをえなくなって、やっている人もおおぜいいる。だから、そういうことではなくて、もっと本格的な、近代的な共助の意味を協同組合と関連づけ、かつきちんと理論化して、それを活かしていかなければならない。公助だけではなくて、共助をも活発化させていき、その両方で、公共や政府を考えていくということである。

そういう文脈で、それを新しい公共というのがいいのかどうかも含めて、協同組合側としてもっときちっとした新しい公共という、実質的な内容規定が入ってくるような概念を展開できるのかどうかを考えていかななくてはならない。上の5に示したのはそういう意見である。それらのことを、大学生協としても、考えていかななくてはならないのである。

### Ⅲ 学生支援の日本的形態

#### 世界の大学数と進学率

世界には今、どのくらいの大学があり、どのくらいの数の学生がいるのであろうか。私が調べてみたかぎりでは、世界には、国によって大学の定義が違うので正確な数字は出しにくい、約 18,000 の大学があるのではないかとされている。主な国の大学数をあげてみると、アメリカ 4276、中国 1794、ロシア 1046、日本 756、イギリス 325、ドイツ 372、フランス（公立）83、韓国（大学校+大学）175+152 などである。フランスは少ないが、数え方からきている。韓国の場合は、日本の大学にあたる大学校と日本の専門学校に近い大学とがあって、両者を差別しないことになったということなので、この数字が出ているようである。

進学率でいうと、日本はたいへん高いと思われているが、それほどでもない。2007 年頃の数字で、韓国では、大学校と大学とに重複して在籍している学生がいるようで、単純に数えると進学率が 102%になってしまう。以下、イギリス 62.6%、日本 54.6%、アメリカ 52.1%、フランス 41%、ドイツ 24.8%、ロシア 24.8%、中国 23%、などである。フィンランドなどはたしか 80%を越える進学率を誇っているはずなので、日本よりも進学率が高いところはかなりある。中国の進学率が 23%まで来ていることも、驚くべきことであろう。

#### 世界の主な大学の学生数

実際の学生数がどれくらいなのか。オープン・ユニバーシティというのは、イギリスでは放送大学のことであるが、そういう名称の大学が世界各地にかなりあって、何十万、あるいは何百万という学生がいると公称している。そこでそれらをいちおう除き、かつ大学という名称を省略してあげてみると、イスラーム自由（イラン）130 万、アナドル（トルコ）88 万、ニューヨーク州立（米）42 万、カリフォルニア州立（米）42 万、テルブカ（インドネシア）35 万、ブエノスアイレス（アルゼンチン）32 万、オスマニア（インド）30 万、フロリダ州立（米）30 万、メキシコ国立自治 29 万、南アフリカ 25 万、メキシコ国立工科 23 万、ニューヨーク市立（米）22 万、デリー（インド）22 万、カリフォルニア（米）21 万、フェニックス（米）20 万、カルカッタ（インド）20 万、エスタシオ・ジ・サー（ブラジル）19 万、テキサス（米）19 万、バヤーメ・ヌール（イラン）18 万、ノースカロライナ（米）17 万、ウィスコンシン（米）16 万、ロンドン（英）16 万、カイロ（エジプト）16 万、トリブバン（ネパール）15 万、ローマ・ラ・サピエンツァ（イタリア）15 万、メリーランド（米）14 万、ロシア国立人文 14 万、コルドバ（スペイン）11 万、ペンシルバニア（米）11 万、テキサス A&M（米）10 万、ボローニャ（イタリア）10 万、国立マラ工科（マレーシア）10 万、マドリード（スペイン）10 万、インディアナ（米）10 万、モンテレーエ工科（メキシコ）10 万、などである。

イランのイスラーム自由大学は学生数 130 万と公称しているが、これは事実上オープン・ユニバーシティなのであろう。トルコのアナドル大学も学生数 88 万とっているが、同じようなものだと思う。アメリカの州立大学になると、州内各地にキャンパスがあってそれらの学生数を合計するとこんな数字になるのではないかとと思われるので、現実味が出て

くる。だからたいへん大雑把に見て、1万8千の大学に平均して1万人くらいの学生がいるものと考え、今日の世界には1億8千万くらいの学生がいることになる。少し大げさかもしれないので控えめに見ても、日本の総人口をはるかに超えるくらいの学生が今や世界にいるのである。そのことをまず、私たちは知らねばならない。

### 大学は何をしているのか？

では大学は、何をしているのか。もちろん研究と教育である。

研究は、宇宙の構造から人間個人の微細な心理等々まで、すればするほど課題は増えていくので、きりが無いものである。それと平行して、もちろん教育が行なわれている。大学は専門教育の場といわれてきたわけであるが、今みたように進学率が上がってくると、専門教育はもちろんなのだけれども、その前提として、あるいはまたそれと並行して、いわゆる市民教育をやらざるをえないようになってくるので、多くの大学はそれにも力を入れている。

市民教育は日本では、じゅうらい高校の「公民」などの役割で、社会の基本的仕組みを教えて市民としてやっていけるようにすることであった。しかし、進学率が高まるにつれて、そういう教育が大学の仕事になり、そのうえで、より高度な市民、さらには世界のどこに行っても活躍できる市民、の育成が大学に要請されるようになってきている。そのことを世界の大学が意識するようになってきている。とくに新興国、途上国の大学ほど、そういうことを意識するようになってきている。そのことをわれわれは知らねばならない。

そこで、急速に増えている学生の支援が必要になっているのである。このことを反映して、2009年にパリでおこなわれたUNESCOの国際会議の決議で、研究、教育とならんで、学生の支援を大学の正式の任務とすることが明記された。私たち大学生協連も、ドイツのDSWなどの働きかけに応じて、この決議の促進に加わった。

### 学生はなぜ支援されなければならないか？

では、学生はなぜ支援されなければならないか。大学 university は普遍的 universal な教育機関なので、原則として世界中のどこからくる学生でも受け入れなければならない。やってきた学生は、勉強するために、住まいを見つけ、食べて、奨学金などで授業料を払わなければならないし、その他、勉強をつづけていくためにいろいろな費用が必要である。要するに、学生を住まわせ、食べさせ、奨学金を与えて、勉強させなければならない。いわゆる学生の住・食・奨を保障することが、大学の重要な責務になってきているのである。

米欧の大学では、学生を寮に住まわせるのが当然とされている。自宅が大学に近い学生でも寮に入り、それを機会に自立する。自立が大学生活の前提になっている。

われわれどうだろうか？ 学生を寮に住まわせるのが大学の責務であるなどと考えたことがあるだろうか？ 学生諸君でも、日本では、あまりそう考えていないであろう。そのために日本では、大学に入っても、あるいは就職しても、親と一緒に住んでいて、親離れできない若者たち、と同時に、逆に子離れできない親たちが増えていて、だいぶ前から問題になっている。それと並んで、日本の主な奨学金は学生支援機構が管理していて、原則貸与である。こんな国はほかにないなどといわれているが、こういうことをどう考えたら

よいのであろうか。

### 米欧の学生支援

米欧の学生支援について見てみると、住・食・奨、つまり学生を住まわせ、食べさせ、奨学金を与えて勉強させるのは、アメリカでは大学それ自身の仕事である。各大学が寮を建て、食堂をつくり、各種奨学金を斡旋して、学生を勉強させている。授業料は高いが、奨学金の種類は多い。日本からいった学生もそうだが、世界中からきた留学生もその恩恵を受けている。

ヨーロッパでは、歴史も古く長いので国によって多様だが、代表的なフランスやドイツなどでは、CNOUSのような政府機関あるいはDSWのような準政府機関が、寮の建設と管理、食堂の建設と管理、奨学金の供与・貸与などを一括しておこなっている。授業料はフランスやドイツなどではもともと原則なかった。最近ドイツの一部で、取るところが出てきて、それにたいする反対運動が起こったりしているが、留学生、もちろん日本からいっている留学生なども、原則無料の恩恵を受けている。

ヨーロッパでは、いわゆるボローニャ・プロセスで、学部教育課程の統一が試みられてきている。大雑把に言えばアメリカ型に向かっているといつてよいと思うが、これとあわせて、学生支援方式のヨーロッパ内での統一に向けた比較検討もおこなわれてきている。このための国際会議が今年ベルリンで行なわれ、日本の大学生協も参加した。その機会にミュンヘンのDSWも見えてきたが、ドイツの学生支援は基本的に州単位、都市単位で、その連合体がDSWなのである。

### 日本の学生支援の現状

では、日本の学生支援の現状はどうか。日本では、住すなわち寮はまだまだ数が少ないのが現状で、大学といえば寮があるのが当然などとはとてもいえない状態であろう。奨学金は、学生支援機構のものが主で、原則貸与である。供与の奨学金は民間のものなどわずかで、貰っている学生も少ない。

こうしたなか、大学生協が、食堂、文房具、書籍からはじめて、旅行、コンピュータ、語学講座、公務員講座、キャリア・プランニングなどから、住居斡旋やごくわずかに奨学金にいたるまで、全力をあげて学生支援を拡大してきている。これが歴史的現実である。

そして、大学生協は学生と教職員の生活協同組合である。学生は、出資金を払って生協に加わり、利用したあげく、出資金の返還を受けて卒業していく。日本の大学生協の最大の特徴は、組合員の圧倒的多数が学生だということである。これをよく考えてみると、日本では、学生自身が学生支援をおこなってきている、ということになるのではないであろうか。

### 大学の使命と大学生協

学生と教職員の生活協同組合が、単協数 200 以上、組合員総数 140 万というような規模で、実質的に学生支援を担ってきている例は、世界にもほかない。

大学の使命が高度市民の育成になってきているとすれば、市民とは自分の生き方を自分

で決め、そのことをつうじて自分たちの社会のあり方・行き方を決めていく人間のことであるから、大学生協は学生が高度市民になっていくための基礎を提供していることになる。大学生協に参加している学生は、そのことをつうじて、自分自身が 21 世紀の世界で市民になっていくための基礎をつくっていることになるのである。

そういうことを、今年おこなわれたボローニャ・プロセスの一環としてのヨーロッパ学生支援会議でも、カナダやアメリカのみならず、アジアのシンガポール、タイ、中国などからも参加しているなかで、話してきた。

### **学生に大学生協の意義を!**

学生に以上のこのの意味を自覚させなくてはならない。学生に、大学生協に入ることの意義をわかってもらわなくてはならない。

大学生協に入ることは、たんに、食堂や購買などを「利用」するためなのではない。自分たちの協同で自分たちの大学生活の基礎を支え（協同）、大学と協力して教育と研究の条件を改善していき（協力）、生協とともに一人ひとりが自立していき（自立）、さらには生協の諸活動をはじめさまざまな社会活動に参加していく（参加）。そのことが、私たちがビジョンとアクションプランで掲げている、協同、協力、自立、参加ということの意味なのである。

そういう大学生協の意義を理解し、その諸活動に参加することをつうじて、協同組合の意義とやり方を体得していけば、学生は、これからますます市民社会が進む世界のなかで、資本力がなくとも市民として有意義な事業をおこなっていくことができるということに、しだいに目覚めていくであろう。

### **予想以上の速度で進む世界の市民社会化**

世界の市民社会化は予想以上の速度で進んでいる。去年から今年にかけて、ウィキリークスなどの市民情報活動によって、民主主義の本家だなどといっている超大国アメリカの権力の内情が暴露された。ウィキリークスもいろいろな攻撃をうけて苦労しているが、そういう活動の意義を私たちは評価しなくてはならない。

中東では、長いあいだ見過ごされてきた独裁政治が、フェイスブックなどを用いた市民活動をつうじて批判と攻撃の対象になり、民主化運動が広がりつづけている。そして、これらの動きは中国などにも影響を及ぼしはじめている。アメリカのオバマ政権や日本の政権交代はその後つまづいているが、基本的には、市民主導の民主主義への方向性は揺らぐことなく、強まるばかりであろう。

### **普通市民の事業としての協同組合**

市民社会には、もちろん政府があつて社会全体を統括している。そしてその統括のもと、政府の事業のほか、基本的に三種類の市民の事業によって経済的社会的基礎が維持されている。最近では、政府の財政的基盤そのものがおかしくなっていて、深刻な問題になっているので、場合によってはそこから考えなければならないが、ここではとりあえずその先を考えよう。

政府の統括と事業を前提として、大資本をもつ大市民の大企業は圧倒的な比重を占めている。それらが悪さをして金融危機などで暴走すると、世界経済全体が危機にさらされるので、その場合には、市民たちの政府が、今ではとても一国だけでは抑えきれないので、国際的に連携して押さえていかなければならない。また、中小資本しかもたない中小市民の中小企業は、生活密着性や独創性があることが少なくないので、そういうところは保護され奨励されなければならない。

しかしさらに重要なのは、これらに加えて、資本力のない普通市民の事業があり、それがまさに協同組合であるということである。市民たちの政府は、もっともっと協同組合の活動をやりやすくする、そういう事業を起こしやすくする。市民たちの政府なのだから、市民たちに活動の場を与えなければならない。

そういう文脈で見たばあい、大学生協は、そういう普通の市民たちの事業としての協同組合の、日本におけるもっとも重要な源泉の一つである。せんだって大学生協連の専務の交代パーティーがあり、いろいろな方が見えられた。そのなかで、日生協の人たちなどが、大学生協を母体にして、そこから地域生協の活動家が輩出したことを認めていた。それほど、大学生協は日本における協同組合の非常に重要な源流なのである。そのことを、私たちは深く理解しなくてはならない。

## **2012年は国際協同組合年**

2012年は周知のように国際協同組合年である。そのための諸活動が今、進んでいる。2011年の7月14日、たまたまパリ祭つまりフランス革命の記念日に、国際協同組合年実行委員会が協同組合憲章草案の一次案が採択された。

そのなかで、世界の市民社会化が進むなかでの協同組合の新たな役割を訴えている。そのうえで、政府に協同組合政策の確立を求めるばかりでなく、各種協同組合自身にそれぞれの協同組合としてのあり方を見直し、自己革新を行なうように訴えている。

私がかかり作成内容にコミットしたので、やや自画自賛的になるが、かなり内容のあるものである。この協同組合憲章案づくりに、大学生協は大きな役割を果たしているのだ。だから大学生協は、それにふさわしく、自分自身を見直して自己変革を続けていかなければならない。

そういう意味でも、大学生協の役割は重大である。この文脈においても、日本の大学生協が学生中心であるということを、強調していかなければならないであろう。

## **教職員・生協職員から学生に**

教職員がまずそのことを理解しなくてはならない。そして、教職員と生協職員から学生に語りかけなくてはならない。教職員がまず、上に述べてきたことを理解し、学生たちに語りかけ、学生たちが自ら語り出すように働きかけなくてはならないのである。

生協職員は、日本の大学生協は学生が動いてくれないと維持できないので、学生委員を初めとして学生を組織するのに苦勞している。しかし、そういうことを、生協維持のためにやむをえず事務的にやっているのだと考えず、そのことの意味を理解し、学生とともに大学生協の意味をもっともっと語らなくてはならない。学生たちは、わかってくれば必ず、

自分たちから語り出すはずである。

最初は、食堂ごっこでも、お店屋さんごっこでもいい。学園祭や大学祭などで面白半分に喜んでやっていることを、大学に入ってから大学生協をつうじて日常的にやっている。自分たちで出資し、自分たちでやっている事業が、今の大学生活の基礎を維持している。それらが、これからの社会を支えていく市民たちの事業の原型でもあり、モデルなのである。

そういうことを理解し、学生たちがお互いに語り合って、大学生協の意義を理解しつつ、大学生協を広め発展させていくことができないであろうか。そういうことを、理事長・専務理事のイニシアティブで、それぞれのブロックで語りあうことができないものであろうか。

何度もいうように、日本の大学生協の最大の特徴は学生中心であることである。学生たち自身が自分たちで、私が話してきたことの意味を理解し、日本の大学生協の世界における意義をどんどん語り広めていけば、大学生協はまちがいなく活性化するであろう。日本の大学生協のためばかりでなく協同組合全般のために、そして世界の協同組合のために、ぜひ真摯に考えてほしいものである。

#### IV 理念と実態との距離を埋める

##### ICA 総会での経験

2011年に、フィリピンで学生支援生協ができて、9月にそれを記念する会議があり、それに関連した国際会議も開かれたので、日本の大学生協のような学生主体の大学生協を、アジアだけではなく世界に広げていこう、という趣旨の話をしてきた。その後11月に、メキシコのカンクンで国際協同組合同盟(ICA)の総会があり、大学生協もそのメンバーなので出席してきた。

ICA 総会に参加した経験からは、大学生協の出番はけっこうあることがわかった。国際担当のメンバーがいろいろとさがしてくれたなかに、一つは人的資源開発(HRD)委員会というのがあった。協同組合に役立つ人材を育成するための委員会であるが、そのなかで報告する機会をつくってもらい、日本の大学生協は、大学で大学生活の基礎を維持しながら、協同組合精神を学生諸君に学んでもらい、人材育成をしているという話をした。その後、ユース・カンファランス、すなわち世界中の協同組合の青年部・若者たちの会議があり、そこでも、大学生協は若者たちを主体として、大学生活の基礎を維持するとともに、若者たちに協同組合の精神と技法を学んでもらう活動をしている、ということ話をした。

最後に、総会そのものも最初から最後まで出席した。2007年のシンガポール総会のときは、大学生協関連の世界的なワークショップが中心になっていて、そちらのほう为主体であったし、最後の総会には私は都合があって参加できなかった。さらに、2009年のジュネーヴ総会は最初からまったく参加できなかったのも、今回の参加の意義は大きい。今回は最初から最後まで参加したが、形式を整えるための会議だろうと思っていたのが、予想以上に活発な議論がおこなわれたので、感動した。たいへん面白い、有意義な会議であった。

何が問題になったかという、協同組合原則の 7 番目に、協同組合はコミュニティ、すなわち地域社会あるいは共同社会に貢献しなければならない、というのがあるが、それについて、中南米の協同組合メンバーから、今やそれだけでは足りない、世界的な気候変動がコミュニティにも打撃を与えているので、協同組合がそれと闘うということを明記すべきだ、という動議が出された。協同組合は、温暖化をはじめとする地球環境異変にまともに対決するべきだ、という提案である。

これについて、反対の意見はなかった。しかし、提案は総会にいきなり出されてきて、他の地域では事前に議論する機会もなかったもので、趣旨はわかるが、国際協同組合年を記念して 2012 年にイギリスのマンチェスターでおこなわれることになっている臨時の総会まで決定を持ち越したらどうか、という意見が多数出された。そして、そのときまで決定を延ばすかどうかという採決がおこなわれて、けっきょくそうすることになった。

それも含めて、非常に有意義な総会であったと思う。とくに日本の大学生協としては、大学における生協、教育機関の生協、および教育機関と協同組合との関係、などについて考えざるをえなかった。この最後の問題については、スペインのモンドラゴンに協同組合が経営する大学があるが、それだけではなく、イギリスでは高校以下のレベルで協同組合系の学校がかなり出てきているということが明らかになり、協同組合と教育機関との関係をもっと検討しなければならないということが議論になった。

こういうことになったのは、私たちが、HRD の委員長やカナダやアメリカやその他の大学・学校で生協らしい活動をしている人たちに集まってもらって、情報交換をおこなったときに出てきた話からである。そういうことを、ICA そのものにも訴えていく必要があるのではないか、と思った。これらにことについては、日本の大学生協としては、ICA との関係でもっともっと発言したり、働きかけていっても良いことであると思う。

### 大学生協の意義

これらのことをつうじて、日本の大学生協の意義がますます明らかになってきている。2011 年 7 月ベルリンでのポローニャ・プロセスをめぐる会議でも問題になったことだが、学生支援が大学の教育・研究と並んで重要な仕事であることが認められるようになってきており、その学生支援を日本では学生主体の大学生協がやってきている。これだけの規模で、これだけの歴史を持ってやってきている例は世界のほかの国にはないことなので、そういうことをもっと世界に知ってもらわなければならない。

日本の大学生協は、その活動を学生にやってもらって、協同組合活動の意義を知ってもらい、これから協同組合がますます重要になる社会での、活動の担い手になってもらう働きをしている。2012 年の国際協同組合年に向けて、協同組合憲章草案の最終案が 11 年末の検討委員会で確認され、12 年 1 月 13 日の国際協同組合年日本実行委員会で決定された。私は、検討委員会の一員でもあり、実行委員会の一員でもあるので、大学生協としてこの協同組合憲章草案をどう議論し、どう活動のなかに取り込んでいくかについて、進行のリーダーシップをとらなければならない。そういう意味でも、日本の大学生協のこれまで、およびこれからの活躍は非常に重要なのである。

## 他方に大学生協の実態

しかし、それと平行して、私がずっと気にしていることであるが、他方で大学生協の実態がどうなっているかという問題がある。学生は生協をどう理解しているのか。大学に入ると、生協があるので、出資金を払って組合員にはなる。けれども、多くのばあい利用者という意識しかない。そして、4年間たつと出資金を返してもらって出て行くというだけで、自分たちが大学生協をやっているのだ、という事業者としての意識はまだ非常に弱いのではないか。

そういうことを前から気にしていたので、これまでも、学生委員をはじめとして学生諸君に、もっと大学生協の意義について語り合ってもらおうではないか、大学生協は学生自身が自分たちでやっているのだ、という意識をもっともってもらえないか。そういう動きが下から高まってくれば、日本の大学生協はその意義を世界に向かってさらに強く訴えていけるのではないか。そういう呼びかけをしてきたつもりである。

しかし、現実には、経営が悪くなってきているところが増えたり、大学が生協の意義をなかなか理解してくれず、民間業者や民間の店舗などを入れようとするので、経営がさらに悪くなったりするという悪循環がおこっている。生協が大学の施設を利用しているので、あわよくば利用料を取ろうとするような動きも強まっている。こうしたことはほんらい学生に実態を知ってもらって、学生のほうから大学に働きかけていかななくてはならないのだが、大学生協もそういうことを学生に十分わかってもらっておらず、大学や民間業者等に十分対抗しえていないのではないか。

## どんな困難があるのか？

実際にどういう困難があるのか、私自身としても、私たちとしても、もっともっと理解していかなければならない。

大学生協の理事会などに出てくれている人たちは、大学生協の理念と実態をもっともよく知っている人たちだと思うが、そういう学生、院生、留学生、教職員、および生協職員自体が、これまで述べてきたような生協の意義をどこまで深く理解しているか、まず反省しなければならぬであろう。とくに、学生委員や学生理事を務めてくれている学生諸君は要である。そういう人たちが、大学生協の理念と実態をきちんと理解したうえで、その他の学生、院生、留学生、教職員、生協職員に働きかけていかないと、こうした人びとに生協の意義を身体で理解してもらうことは困難であろう。

ドイツの DSW の代表団が来て大学生協会館で国際セミナーをおこなった時にも出たのだが、文部科学省の担当者が、日本の学生が能動的でなくなっている、学生の能動性が衰えている、積極的に海外に出て行こうとしない、などという話をしている。いろいろな分野でそういう問題が起こってきていて、三年の終わりから就職活動が始まってしまうわけだが、とにかく就職を決めて安定した生活をつかみたいという意識が先行してしまっていて、社会を大きな目で見ることができなくなっている。海外にも行きたがらなくなっている。そういう問題を、日本社会の現状まで掘り下げて考えてみなければならぬ。

人口減少が始まっていらい、萎縮社会という言葉が社会科学者のあいだに普及している。

いろいろな分野で議論されているが、私は、萎縮が人口減少だけではなく、もっと日本人の精神・意気込みにまで浸透してきているので、たいへん深刻な問題なのではないかと思う。そういう社会にしてしまった原因は何なのか。日本の社会の現状を深く分析し、今の国際社会のなかで日本がどういう役割を果たしていくべきなのか、を明確に示さなくてはならないと思うのだが、そういうことができないまま、政治が混乱をくり返して何をしているのかわからない。外国から見てもそのようになってしまっている。

こんなふうになってしまった理由を、歴史と社会の奥深くにまで掘り下げて考えなくてはならないのではないか。議論しはじめると大変だとは思いますが、大変なことを避けてはならないであろう。生協としての日常業務のなかで、赤字を克服しなければならないなど、今すぐやらなければならないことがいろいろあるが、そういうことをやりながらも、日本の大学生協の意義を議論しあって、活動を内側から刷新していかなければならないのである。今後につながっていく問題なので、真剣に検討していきたいと思っている。

## V 大学生協の世界的意義と単位生協・事業連合の現実

### 東日本大震災の経験

2011 年は、東日本大震災があつて、大変な 1 年であつた。あらためて、亡くなられた方がたに、哀悼の意を表したい。また、今でも、おおぜいの方がたが、地震、津波、原発事故の被害のため、不自由な生活、困難な生活を強いられている。そういう方がたに、心からお見舞いを申し上げたい。

私たち大学生協自体も、大きな被害を受けた。それに敢然と立ち向かって、復興してきた組合員たち、それに全国からいろんな形で協力していただいた学生、院生、教職員、生協職員にも、見舞いととともに礼を言いたい。大学生協組合員以外の方たちにも、ボランティアなどの形でおおぜい協力していただいた。そういうすべての方たちに、あらためて心からお礼を申し上げたい。

私も実際に被災地を訪問し、ボランティアをしている学生たちと話をしたり、いろいろな経験の交流をしてきた。そのときは被災地を十分に見られなかったもので、その後もう 1 度、被災地の現状をつぶさに視察もしてきた。とにかく、大変な一年であつた。それにめげず、われわれは頑張ってきているわけで、復興はまだまだこれからであり、これからもずっと続く。それに向けて、大学生協として頑張っていかなければならない。

### 募金活動と学生総合共済給付の概要

そのために、2011 年中に成し遂げたことについて、簡潔に振り返っておきたい。

震災発生直後から大学生協がどのように対応したかについては、大学生協連ホームページの「震災復興支援ニュース」のアイコンをクリックしていただければ、日付逆順で活動が出てくる。震災発生直後から大学生協は募金活動をはじめたが、11 年 12 月の全国総会までに集まった募金の総額は、約 6000 万円であつた。それらが、父母等をなくした人 138 人、自宅・家屋が全壊した人 1605 人、原発被災者 152 人に、見舞金として支給された。

また、学生総合共済は、本人死亡 10 件、父母・扶養者死亡 99 件、ケガ 12 件について、規定に基づき給付された。そのほか、一部では、被災地の学生に、失われた教科書を送る運動や、辞書・参考書などを送る運動も展開され、とくに後者は 1400 冊以上にものぼった。

### 被災者支援ボランティア活動の概要と今後への教訓

これらとならんでおこなわれたのが、大学生協主催のボランティア活動である。

ボランティア活動は、春休み・ゴールデンウィークを利用して 4 泊 5 日で七ヶ浜町・東松島市でおこなったもの、大学の授業開始後、週末を利用し、金曜の夜行バスで現地に着き、日曜の夜行バスで帰京するという弾丸ツアーによって東松島市でおこなったもの、および夏休みを利用して要望が多かった七ヶ浜町でおこなったもの、の三種類がおこなわれた。参加者は春休み・ゴールデンウィーク・ボランティアが 48 大学 234 名、週末ボランティアが 53 大学 166 名、夏期ボランティアが 65 大学 1 高専 180 名であった。

ボランティアには、生協のない大学からもインターカレッジコープを經由して申し込みがあり、組合員以外の学生も加わっている。大学生協としては、こうした非組合員も含めて、人と人のつながりを実感してもらい、協同体験をつうじて参加者たちが人間的に成長する機会を提供できた。

これらのボランティア活動は、事前研修をきちんとやり、活動が終わったあともフィードバックシートをもとに振り返り、同じ誤りをくり返さず、惰性化するのを回避して、参加者の人間的成長に貢献した。多くの人びとの協力により、参加者は、大きなケガや事故もなく、修了している。これらの諸点は、全国の大学や文部科学省からも評価されたばかりでなく、今後のボランティア活動にも大きな教訓を残したといえる。

大学生協としては、その存在意義を実証した活動であった。

### 続けられた国際交流

他方、そういう困難ななかでも、私たちは国際交流を続けてきた。2011 年 7 月にはドイツのベルリンで、ヨーロッパのボローニャ・プロセスに関連した学生支援の国際会議がおこなわれ、私たちも出席して、日本の大学生協の意義を説明した。同年 9 月には、フィリピンのマニラで、フィリピン学生支援生協という新しい生協ができたことを記念して、会議が行われ、それに関連した国際会議もあったので、そこでも日本の大学生協の意味、学生が主体になって大学生活の支援をしているという、そのやり方をアジアから世界に広めていこう、と訴えてきた。さらに、11 月にはメキシコのカンクンで、国際協同組合同盟(ICA)の、隔年で行われる世界総会があり、出席して人的資源委員会および青年会議などで発表し、日本の大学生協が学生主体で頑張っていること、若者の協同組合として世界的に非常に重要な意味を持っていること、などを訴えてきた。さらにその機会に、ICA 会長のイギリスのポーリーヌ・グリーン氏にも会い、日本の大学生協の意義を説明した。

そういう国際交流を続けてくるなかで、ますます大学生協の、私はあえて世界的意義というが、その世界的意義が明らかになってきている。世界の大学で、学生支援がいよいよ重要となってきているなかで、それを学生主体の協同組合方式でこれほど大きな規模でやりえている例は、日本のほかにはないからである。

大学生協はそのことを自覚し、誇りをもってますます活動を活発化していかなければならない。2012年は、周知のように、国連が指定した国際協同組合年である。それに向けての協同組合憲章草案づくりが進められ、大学生協はそのなかでも大きな役割を果たしてきた。2012年にも、さまざまな機会に大学生協の意義を訴えていかなければならないであろう。

### 実態をふまえながら学生に議論の火を灯そう

しかし、他方で、私はこういう国際交流を続けながら、副会長の時代からずっと、いつも各地の大学生協が、それに見合うだけの実態をもっているかどうかを気にしてきた。国内各地もできるだけ歩いて、大学生協の実態を見聞きしてきたが、非常に厳しい話も少なくなかった。学生は大学に入る時、生協があれば加入するが、たんに利用するだけで生協の意義などをあまり考えていないのではないかと、という人も少なくなかった。そのうえ、最近では学生層にまで日本社会を襲っている貧困化が及んできて、普通より安く食事を提供している生協の食堂にさえなかなか入ってこられない学生も増えている、という話なども聞いた。

そこで私は、全国の、理事長をはじめ生協に協力的な教職員、および日々生協の運営に全力投球している生協職員に、学生への働きかけを訴えてきた。学生は、日本と世界の未来を担う若き主体である。学生のあいだに、日本の大学生協の意義をめぐる議論の火をともしれば、学生は必ずそれを大きく広げていってくれるはずだ。大学の役割が教育と研究だけでなく、それらをつうじて未来社会の担い手つまり市民となっていく学生の成長支援であるということを、私たちはあらためて心に刻まなければならない。

### 学生こそが大学生協と日本の未来を担う

もう一度いうが、その学生支援を、日本では学生が自ら協同組合をつくっておこなってきているのである。そのことの意義を深く考え、世界に広めていかなければならない。2011年の世界はたいへん大きく動いたが、なかでも、中東諸国の民主化に象徴されるような、世界のいろいろな社会で市民が主体になるという動きが進んでいて、この動きが中国やロシアやビルマ（ミャンマー）などにも大きな影響を及ぼしている。世界の趨勢は、自分で自分の生き方を決め、そのことをつうじて自分たちの社会のあり方・生き方を決めていく人間——それを私は市民と呼んできていたのであるが——、そういう市民の成長であり、世界全体の市民社会化であるといつて間違いない。学生たちが自分たちで大学生活の基礎を支え、大学と協力して自分たちの成長を支えようとしてきている大学生協は、そういう市民社会へと直結しているのである。

そういう意味で、私はこれからできるだけ多く各地の生協を回り——これまでも回ってきたつもりだが、まだまだたくさんの生協が残っているので——、現場で活動をしている学生、院生、留学生、教職員、および生協職員の生の声を聞きたいと思う。それにたいして、ある生協職員が、「会長にたいして皆が本音をいうだろうか」と疑問をなげかけた。この疑問には、私は、「そんなことでどうするのだ」と反論したい。状況が厳しければきびしいほど、お互いに遠慮などしている場合ではないであろう。お互いに本音をぶつけ合って、大

学生協のこれからを考えていかなければならない。国際協同組合年もそのようなかたちで生かしていかなければならないであろう。

## 《参考資料》

### 協同組合憲章 草案

2012年1月13日 国際協同組合年実行委員会

#### 1. 前文

1 経済と社会がグローバル化するなか、世界的な金融・経済危機、大規模自然災害等に際して、協同組合は、地域社会に根ざし、人びとによる助け合いを促進することによって、生活を安定化させ、地域社会を活性化させる役割を果たしている。こうした重要な役割を果たしている協同組合を、2012年の国際協同組合年を契機に今後いっそう発展させるための基本的な理念を明らかにし、政府に対して、協同組合全体を貫く協同組合政策の基本的な考え方と方針を明らかにするよう求めるため、ここに協同組合憲章草案を定める。

2 わが国は、2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれにともなう原子力発電所事故によって、これまでの国土開発政策、エネルギー政策、社会経済政策、地域経済と地域社会づくりなどに、根本的な反省を迫られている。

3 東日本大震災では、政府による公的支援が遅れるなかで、多くの協同組合が、これまで培ってきた協同のネットワークを活用して、被災住民への支援を積極的に行なった。協同組合以外の分野でも、至るところで市民による多様な被災地支援が行なわれ、共助・協同への関心が高まった。社会を安定化させるためには、自己責任（自助）と政府の援助（公助）だけでは不十分であり、人びとの助け合い（共助）が必要だという社会認識が広まっている。

4 人びとの助け合いの絆を強化し、無縁社会を友愛と連帯の社会に変え、限界集落の増加・人口減少・雇用の不安定化などで疲弊する地域経済を活気づけ、食料・環境・エネルギーなどのテーマに取り組み、持続可能な社会をめざして未来を切り拓くためには、相互扶助組織としての協同組合の発展が不可欠である。

5 世界に目を向けても、同じことが言える。世界は現在、経済的不況、格差の拡大、環境汚染、エネルギー問題、多くの発展途上国の人口爆発と先進国の少子高齢化、頻発する地震・津波・噴火などの自然災害により、危機に直面している。とくに、1980年代に始まり90年代に入って本格化した新自由主義にもとづく経済のグローバリゼーションは、世界的に貧困と格差を増大させた。

6 その一方で、多くの国で民主化が進み、社会の主権者としての市民が社会づくりのイニシアチブを発揮するようになってきている。各国の市民社会化の発展にともない、市民たちが協同して行なう事業と運動としての協同組合の意義と協同組合への期待が世界的に高まっている。

7 世界的金融・経済危機の下で、加えて、行き過ぎた市場主義への危惧が表明される国際的潮流のなかで、2009年12月、国連総会は、2012年を国際協同組合年と宣言する決議

を採択した。この決議は、世界各国の社会経済開発において協同組合がこれまで果たしてきた役割と、今日の社会経済問題の改善に貢献する可能性を評価したうえで、全加盟国の政府と関係者に対して、この国際年を機に、協同組合への認知度を高め、協同組合を支援する政策を検討・整備するよう促している。

8 国連のこの要請に応えることは、日本の協同組合と政府の責務である。協同組合は、自らの努力によって協同組合運動をいっそう発展させなくてはならない。また、政府は、協同組合の発展を促進するための制度的枠組みを整備しなければならない。

## 2. 基本理念

1 近代的協同組合の起源は、19世紀の産業革命のもと、ヨーロッパ各国で労働者、農林漁業者、中小の商工業者、消費者たちが生活を守るために自発的に取り組んだ協同の活動であった。

2 協同組合は、組合員が出資し共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを満たすために、自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織である（付属文書参照）。協同組合は、相互扶助の非営利の組織として、国民経済の一翼を担っている。その共通の基本理念は、組合員の助け合いと協同であった。協同組合の基本理念は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に集約されている。協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎としている。また、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他者への配慮といった倫理的価値を信条としている（付属文書参照）。

3 協同組合は、経済的公正を求めて、経済的弱者の地位の向上に努めるとともに、組合員の出資参加・利用参加・運営参加といった参加型システムを発展させることによって、民主主義を浸透させる学校としての機能を果たしてきた。協同組合はまた、「働きたいのある人間らしい仕事」を創出する主体として、その発展が期待されている。

4 協同組合の理念は世界中に広がり、現在、国際協同組合同盟（ICA）は、92カ国の協同組合・約10億人の組合員を擁する、世界最大の国際NGO（非政府組織）となっている。

5 日本は、延べ8,026万人の組合員と64万人の職員を擁する、世界でも有数の協同組合が活動する社会となっている。これらの協同組合は、主として農林漁業、商工業、金融、共済、消費生活などの経済の領域で活動してきたが、近年は、組合員のための共益的活動だけでなく、医療・福祉、子育て支援、仕事おこし、買い物が困難な人への生活必需品の供給など、地域社会全般にかかわる公益（公共の利益）のための活動を強化させている。

6 従来、社会全般にかかわる公共的な財とサービスの提供は国家の役割とみなされてきたが、阪神淡路大震災以降、NPO（非営利組織）などの市民組織が取り組む社会貢献活動の重要性が注目されるようになってきた。協同組合がこのような活動に取り組む組織としてよりいっそうの役割を果たすためには、協同組合同士の協同を強め、地域住民やNPOなどのさまざまな組織と連携し、さらに行政との協働を促進して、地域社会のために活動することが必要である。

## 3. 政府の協同組合政策における基本原則

社会経済開発に貢献する協同組合の活動を支援する政府や地方自治体（以下、「政府」）の役割は重要である。政府は、協同組合政策に取り組むにあたって、上記の基本理念をふまえたうえで、以下の原則を尊重すべきである。

#### **(1) 協同組合の価値と原則を尊重する**

国連の「協同組合の発展に支援的な環境づくりをめざすガイドライン」（2001年）と、国際労働機関（ILO）の「協同組合の振興に関する勧告」（2002年）に留意し、ICAの「協同組合のアイデンティティに関する声明」（1995年、付属文書参照）に盛り込まれた協同組合の価値と原則を尊重する。協同組合にさまざまな政策を適用する際は、協同組合の価値と原則に則った協同組合の特質に留意する。

#### **(2) 協同組合の設立の自由を尊重する**

協同組合制度は、すべての市民に開かれている。政府は、市民が協同組合を設立する自由を尊重する。

#### **(3) 協同組合の自治と自立を尊重する**

協同組合が積極的に自治と自立を確保・維持することを重視し、政府と協同組合との対等で効果的なパートナーシップを進める。

#### **(4) 協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することを重視する**

協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することをめざしている点を重視する。震災復興などにあたっては、地域経済の有力な主体として協同組合を位置づける。

#### **(5) 協同組合を、社会経済システムの有力な構成要素として位置付ける**

これからの社会経済システムには、多くの人びとが自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められる。そのために、公的部門（セクター）と営利企業部門だけでなく、協同組合を含む民間の非営利部門の発展に留意する。

### **4. 政府の協同組合政策における行動指針**

政府は、具体的な協同組合政策に取り組むにあたっては、上記の基本理念と基本原則をふまえたうえで、下記の行動指針を尊重すべきである。

#### **[協同組合の活動の支援]**

#### **(1) 協同組合が地域の社会的・経済的課題の解決に取り組むさい、その活動を支援する**

協同組合が安全・安心な食料などの確保、金融や保障（共済）へのアクセス、地域の雇用・福祉・医療・環境・教育問題等の解決に取り組む際、その活動を支援する。

#### **(2) 地域のニーズに即した新たな協同組合の設立を支援する**

都市や農山漁村で市民の自主的な経済活動を促進し、就業機会を増やし、災害からの復興や地域社会の活性化を図るために、地域のニーズに即してさまざまな関係者や関係団体が参加できる仕組みを創設する。また、協同労働型の協同組合など、市民が協同して出資・経営・労働する協同組合のための法制度を整備する。さらに、再生可能な自然資源を活用した協同組合による分散型エネルギー供給事業の創設等を支援する。

#### **(3) 地域社会の活性化を図るために、協同組合など地域社会に根ざす諸組織を支援する**

地方自治体は、地域社会の活性化を図るために、協同組合振興条例やまちづくり条例などを制定し、協同組合・NPO・自治会など、地域社会に根ざす諸組織を支援する。

#### **(4) 協同組合に関する教育・研究を支援する**

協同組合について理解する機会を増やすために、協同組合に関する教育を小学校から学校教育に導入し、大学における協同組合研究の機会を増やす。また、女性、高齢者、障がいのある者、自然災害の被災者たちをはじめ、希望者が協同組合をつくる際には、必要な教育と職業訓練の機会を確保する。

#### **(5) 協同組合の国際的な活動を支援する**

地球温暖化、環境汚染・破壊、飢餓、貧困、社会的排除等の諸問題の克服や、多文化共生などに貢献する協同組合の国際的活動を支援する。また、発展途上国の協同組合の育成を支援するために、政府開発援助（ODA）の拠出等の支援を行なう。とりわけ、国連のミレニアム開発目標への協同組合の貢献を強化するために必要な対策と支援を行なう。

#### **[適切な協同組合政策の確立]**

#### **(6) 横断的な政策展開が可能な仕組みを設ける**

協同組合政策の横断的な推進・調整が可能となる仕組みを行政内に設ける。

#### **(7) 協同組合の制度的枠組みを整備する**

協同組合の発展を図るために法制度について必要な見直しを行なうとともに、協同組合を推進するための新しい法制度についての検討を進める。また、税制、会計基準、自己資本規制などについて検討するにあたっては、協同組合の特質に留意する。

#### **(8) 協同組合における定款自治の強化を支援する**

協同組合の地域的条件、事業内容、規模などに対応して柔軟な制度設計が可能となるよう、協同組合の事業運営や管理における定款自治の強化を支援する。

#### **[協同組合の実態把握]**

#### **(9) 協同組合についての包括的な統計を整備する**

協同組合が経済活動に与える影響を総合的に評価するために、政府統計のない協同組合分野についても統計づくりを進めることで、包括的な協同組合統計を整備する。

#### **(10) 協同組合の社会的貢献について調査する**

協同組合の社会的役割を評価するために、協同組合による人づくり、絆づくり、まちづくり、自然環境保全活動などの社会的貢献について調査し、その結果を公表する。

### **5. むすび**

1 国際協同組合年を契機として、協同組合は、地域のさまざまな組織、政府や地方自治体との協働を促進し、さらに公益的活動の発展を図る決意を表明する。そして、その過程で協同組合は新しい活動分野をつくりだし、地域の経済と社会のリーダーとしての役割を担う。

2 政府は、地域社会を活性化するうえでの協同組合の役割を認識し、協同組合の発展を支援する。

以上

## 付属文書

「協同組合のアイデンティティに関する声明」(国際協同組合同盟、1995年)

### <定義>

協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする。

### <価値>

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

### <原則>

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践するための指針である。

#### 第1原則 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織であり、性による差別、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のあるすべての人びとに開かれている。

#### 第2原則 組合員による民主的管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員は、その政策立案と意思決定に積極的に参加する。選出された役員として活動する男女は、すべての組合員に対して責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権(一人一票)をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

#### 第3原則 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。少なくともその資本の一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子がある場合でも、通常、制限された利率で受け取る。組合員は、剰余金を次のいずれか、またはすべての目的のために配分する。

- ・準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする。

- ・協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため。組合員の承認により、他の活動を支援するため。

#### 第4原則 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行なう場合、または外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行なう。

#### 第5原則 教育、研修、広報

協同組合は、組合員、選出された役員、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。

#### **第6原則 協同組合間協同**

協同組合は、地域的、全国的、広域的、国際的な組織を通じて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

#### **第7原則 地域社会への関与**

協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する。

(日本協同組合学会誌にもとづいて一部修正)

## 《後記》

本稿は、全国大学生生活協同組合連合会の、2011年5月以降の全国理事会、および同年12月の全国総会での挨拶をもとにして執筆し、『清泉女子大学人文科学研究所紀要』(33, 2012)に発表したものである。

## 《参考文献》

庄司興吉, 2007, 「これからの社会と大学および生協」馬場博之・千葉商科大学生協編『生協の本：国内最大級の流通業についてみんなが知りたいこと』コープ出版, pp.29-53.

庄司興吉, 2008, 「協同・協力・自立・参加の大学生協をめざして」『生活協同組合研究』385, pp. 5-10.

庄司興吉, 2009, 『大学改革と大学生協：グローバル化の激流のなかで』丸善プラネット。

庄司興吉, 2010, 「人類史展開の現段階と大学生協の大きな役割」『生活協同組合研究』419, 公益財団法人生活協同組合総合研究所, pp.2-3.

庄司興吉, 2010, 「大学生協と学生の身体形成：大学教育と学生支援の改善のために」『清泉女子大学人文科学研究所紀要』31、清泉女子大学人文科学研究所, pp.225-246.

庄司興吉, 2010, 「シティズンの事業としての協同組合：大学生協からみた生協学への貢献」現代生協論編集委員会編『現代生協論の探求：新たなステップをめざして』コープ出版, 2010, pp.343-372.)

庄司興吉, 2011, 「21世紀市民社会と大学生協の新しい役割」『生活協同組合研究』421, 公益財団法人生活協同組合総合研究所, pp.6-11.

全国大学生生活協同組合連合会編, 2009, 『大学生協の歴史と未来：法人化 50 周年思い出集』全国大学生生活協同組合連合会。

大学生協のあゆみ編集委員会編, 1975, 『大学生協のあゆみ：大学生協連創立 25 周年記念』全国大学生生活協同組合連合会。

大学生協論研究会事務局編集, 2003, 『21世紀の大学生協の革新：大学生協論研究会答申』全国大学生生活協同組合連合会。

福武直, 1985, 『大学生協論』東京大学出版会。